

産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 21日

広島市長

提出者

住所 広島市西区南観音7丁目14番20号

氏名 株式会社 栗本

代表取締役 前川拓也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-293-8500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社栗本
事業場の所在地	広島市西区南観音7丁目14番20号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	完成工事高 : 64億円 (令和6年度)
③従業員数	77名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生・分別(工事現場) → 収集・運搬(運搬業者) → 処分(処分業者)

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和6年度)実績量  
計画:今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	4488.927	2100									4488.927	2100			4488.927	2100				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	27.615	20									27.615	20			27.615	20				
紙くず	2.91	5									2.91	5			2.91	5				
木くず	607.03	660									607.03	660			607.03	660				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	23.165	20									23.165	20			23.165	20				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	64.175	60									64.175	60			64.175	60				
鉱さい																				
がれき類	677.591	450									677.591	450			677.591	450				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合(安定型)	221.208	200									221.208	200			221.208	200				
合計	6112.621	3515	0	0	0	0	0	0	0	0	6112.621	3515	0	0	6112.621	3515	0	0	0	0

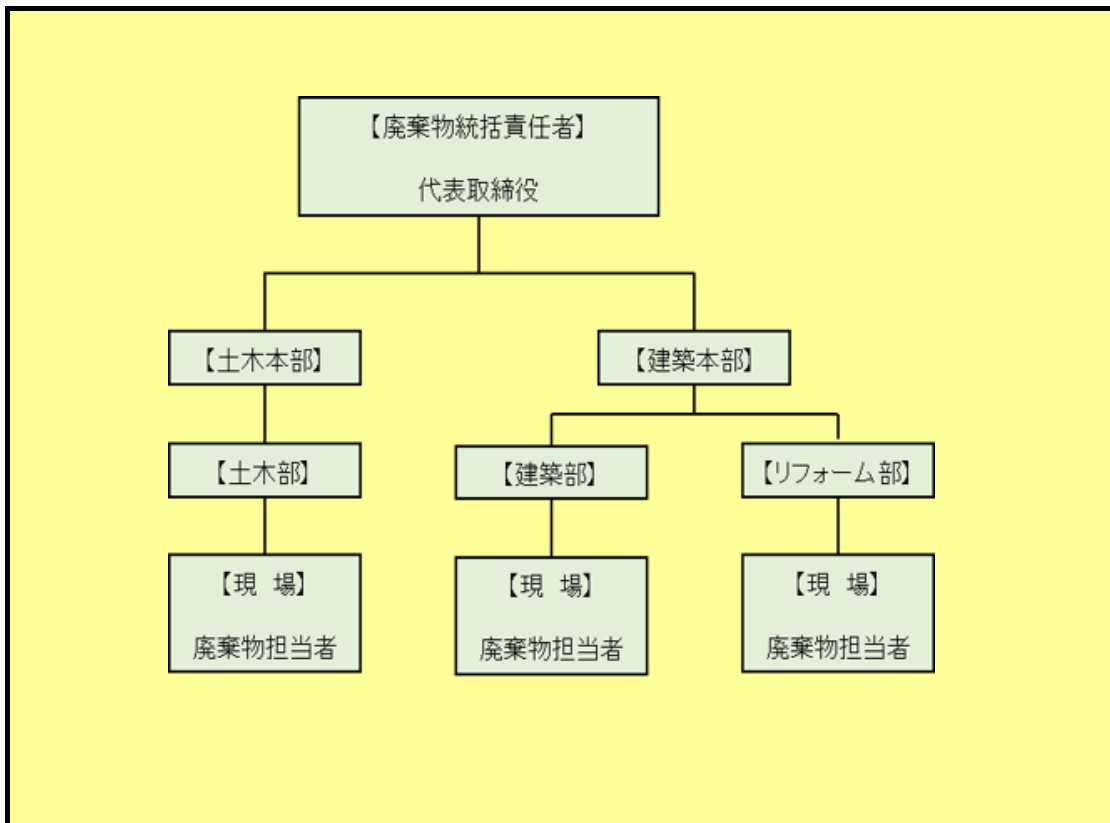
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・発生を抑制する為に発注者との協議で事前に確認を行う。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・発生を抑制する為に発注者と協議内容に基づき実施する。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>・各現場にて種類ごとに分別する。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>・これまでと同様の取組みを行う。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・現在実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・今後も実施する計画はない。</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・現在実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・今後も実施する計画はない。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・現在実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・今後も実施する計画はない。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・再生処理業者と適正な委託契約を締結している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・再生処理業者と適正な委託契約を締結する。</p>